

# 「手話言語条例」とともにある暮らし



12月定例会議場での手話通訳の様子

**手話は  
言語である**

この前文から始まる手話言語条例は令和4年4月1日に施行されました。これは議会提案の理念条例であり、行政が条例に基づく施策を推進することが重要となります。手話言語条例検討委員会としては、市民、企業、事業所等へさらなる手話の理解促進や啓発事業を行うこと、また、保育園、小中学校で手話を学べる環境作りに積極的に取り組んでいくことを確認しました。今年の議会報告会では、条例の趣旨や内容について報告させていただきました。

**豊かな心を育む  
市民の集い**

令和4年12月3日に開催された「豊かな心を育む市民の集い」では、群馬大学共同教育学部の金澤貴之教授にご講演をいただきました。令和2年度手話言語条例検討委員会の設立時の講演を経て、再び塩尻市にお迎えできたことを大変喜ばしく思いました。講演では「なぜこの条例が塩尻市に必要か」との問いに、逆に「なぜ条例がなかったのか？」という金澤教授の真っ直ぐな言葉が印象的でした。大切にしてきた初心に立ち返ることができ、手話言語条例がより暮らしのなかの当たり前前に近づけられるよう、塩尻市議会ではこれからも尽力していく所存です。また、今回の講演は、参加された多くの市民の皆様と手話の認識を深め、共有する貴重な機会となりました。



講師の金澤教授

**手話言語条例の  
これから**

全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、十分な情報の取得や利用、円滑な意思疎通が極めて重要です。共生社会の実現に資する目的で「障害者情報アクセスシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月25日から施行されています。今後はこの法律に基づき市の具体的な支援の取組が施されます。併せて手話言語条例により、特に災害時には誰もが必要な情報を得られ意思疎通が図れるよう一層の政策の充実が必要です。

## 市長からの回答

### 塩尻市立自然博物館のあり方に関する提言 議員のうちから選出する監査委員を選出しないことに関する提言



百瀬市長から回答書を受け取る牧野議長



監査委員



自然博物館

※回答書の内容は、市議会のホームページに掲載しています。

10月臨時会終了後に市議会から百瀬市長へ提出した2件の提言書に関して、令和4年11月29日に百瀬市長から回答がありましたのでご報告いたします。

塩尻市立自然博物館のあり方に関する提言については、自然博物館の移転は行わず、現状の施設で博物館の運営を継続する方針を決定し、また、室内子どもアスレチック施設の整備については、公園内に新たに施設を設置する方向で計画を変更し、スケジュールどおり令和6年度の完成を目指し事業を進めるとの回答が得られました。

議員のうちから選出する監査委員を選出しないことに関する提言については、議会の審査体制の充実を踏まえた監査体制の見直しを行うため、塩尻市議会12月定例会に「塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例」案を提出したことの回答が得られ、今回の12月定例会では原案のとおり可決となりました。